

平成29年度介護保険事業者指導における重点指導事項

平成29年度における実地指導の重点事項は、人員基準及び報酬基準違反等の不正事案の増加への対応、地域包括ケアシステムの構築実現のため、認知症の高齢者や中重度の要介護者に対応したサービスの質的な向上を図ることが重要であること、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める高齢者虐待が高齢者の尊厳を冒す重大な問題であることへの対応、増加する高齢者集合住宅入居者に対するケアマネジメント及び外付けサービスで様々な問題が指摘されていること、質の高い介護人材の安定確保への対応などを踏まえ、次のことを重点的に指導する。

- ① 介護保険施設等における人員の適切な配置の確認徹底による不正の防止
- ② 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解と防止並びに事故発生時の市町村等への報告の徹底及び再発防止に向けた事業所の積極的な取組の推進
- ③ 利用者毎の適切な課題分析に基づく居宅サービス計画の作成から、計画に基づくサービス提供、計画の見直しまでの「一連のケアマネジメントプロセス」を重視したより良いケアへの向上支援
- ④ 居宅サービス計画と連動した個別サービス計画に基づく個別ケアの推進により、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の向上支援
- ⑤ 集合住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）入居者に対するケアマネジメント及びサービス提供の適正化に対する支援
- ⑥ 介護職員の安定的な確保を図るための事業所の積極的な取組の推進
- ⑦ 加算等の報酬の算定要件に基づいた運営及び請求の適切な実施の確認による不適正な請求の防止
- ⑧ 非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施等災害に備えた対応への取組の推進